

平成30年 No.17

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

改正理由

副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 4 月 5 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成30年 4 月 6 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年 3 月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（総務・国際・情報担当） 総務、国際、社会連携、情報に関すること。 (2) 理事（戦略・評価担当） 戦略、評価、研究に関すること。 (3) 理事（教育・学生担当） 教育、学生に関すること。 (4) 理事（財務・労務担当） 財務、労務に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（総務・国際・情報担当） 国際戦略推進本部、情報基盤整備推進本部、受託業務推進本部、センター（留学生センター、国際教育センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター）に関すること。 (2) 副学長（戦略・評価担当） 大学院（博士課程）、教育実践研究推進本部、<u>PD</u>推進本部、戦略評価室に関すること。 (3) 副学長（<u>修士課程・国際・キャリア支援</u>担当） 大学院（修士課程）、教員養成カリキュラム改革推進本部、<u>国際戦略推進本部</u>、<u>キャンパス・アジア推進事業</u>、<u>男女共同参画推進本部</u>、<u>学生支援センター学生キャリア支援室</u>に関すること。 (4) 副学長（財務・労務担当） 教員養成開発連携機構、学芸の森環境機構に関すること。 (5) 副学長（教職大学院・<u>現職研修</u>担当） 大学院（教職大学院）、教員養成カリキュラム改革推進本部、<u>現職研修（教職大学院等）</u>に関すること。	〔省略〕 (理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（総務・国際・情報担当） 総務、国際、社会連携、情報に関すること。 (2) 理事（戦略・評価担当） 戦略、評価、研究に関すること。 (3) 理事（教育・学生担当） 教育、学生に関すること。 (4) 理事（財務・労務担当） 財務、労務に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（総務・国際・情報担当） 国際戦略推進本部、<u>社会連携推進本部</u>、情報基盤整備推進本部、受託業務推進本部、センター（留学生センター、国際教育センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター）に関すること。 (2) 副学長（戦略・評価担当） 大学院（博士課程）、教育実践研究推進本部、<u>FD・SD</u>推進本部、戦略評価室に関すること。 (3) 副学長（<u>学生・修士課程</u>担当） 大学院（修士課程）、教員養成カリキュラム改革推進本部、<u>総合学生支援機構</u>、<u>センター（保健管理センター、学生支援センター）</u>に関すること。 (4) 副学長（財務・労務担当） 教員養成開発連携機構、学芸の森環境機構に関すること。 (5) 副学長（<u>学士課程・教職大学院</u>担当） 大学院（教職大学院）、教員養成カリキュラム改革推進本部に関すること。

(6) 副学長（研究・広報・<u>連携</u>担当） 教育実践研究推進本部，<u>社会連携推進本部</u>，広報戦略室，次世代教育研究推進機構，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター，児童・生徒支援連携センター）に関すること。 (7) 副学長（附属学校・<u>現職研修</u>担当） 附属学校，<u>現職研修</u>に関すること。 (8) 副学長（<u>学士課程・学生生活</u>担当） <u>学士課程，教員養成カリキュラム改革推進本部，総合学生支援機構，センター（保健管理センター，学生支援センター（学生キャリア支援室を除く））</u>に関すること。 （理事である副学長の担当名） 第4 理事である副学長の担当名は，<u>原則として当該理事としての担当名と同じにする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この取決めは，平成30年4月6日から施行し，平成30年4月1日から適用する。ただし，第4の改正規定は，平成28年4月1日から適用する。</u>	(6) 副学長（研究・広報担当） 教育実践研究推進本部，<u>男女共同参画推進本部</u>，広報戦略室，次世代教育研究推進機構，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター，児童・生徒支援連携センター）に関すること。 (7) 副学長（附属学校・<u>現職教育</u>担当） 附属学校，<u>現職教育</u>に関すること。 (8) 副学長（<u>特命事項</u>担当） <u>創基150年記念事業準備室</u>に関すること。 （理事である副学長の担当名） 第4 理事である副学長の担当名は，当該理事としての担当名と同じにする。 〔省略〕
--	---